平成28年3月22日要綱第2号

改正

平成31年4月24日規程第3号 令和3年7月14日告示第138号 令和6年3月19日告示第53号

苓北町空き家活用支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町への移住・定住の促進により地域活性化を図るとともに、居住環境を向上させるため、苓北町空き家バンク(以下「空き家バンク」という。)へ登録されている住宅等又は登録予定の住宅等を所有又はその他の権利を有し、売買、賃貸等を行うことができる者(以下「所有者等」という。)及び本町への定住等を目的として空き家等の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)に対し、苓北町空き家活用支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、苓北町補助金等交付規則(平成19年苓北町規則第32号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- **第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 空き家 苓北町空き家バンクに登録されている物件又は登録予定の物件をいう。
 - (2) 定住 町内に永住、又は2年以上生活の本拠を置き、かつ住民基本台帳に記録されることをいう。
 - (3) 住宅 自己の居住の用に供する家屋をいう。
 - (4) リフォーム 住宅の機能、性能を維持又は向上させるための住宅の修繕等の改装、増築又は改築をいう。
 - (5) 町内施工業者 町内に主たる事務所を有する法人、又は個人事業者であって、苓北町競争 契約入札参加資格審査申請書提出事業者、又は苓北町小規模工事等契約希望者登録事業者をい う。

(交付対象者)

- 第3条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 所有者等であって、次に掲げる要件を全て満たす者

- ア 町税及び使用料等を滞納していない者
- イ リフォーム等について、町内施工業者と工事請負契約を締結する者
- ウ リフォーム等について、町の他の補助金、国等の公的補助金を受けない者
- (2) 利用希望者であって、次に掲げる要件を全て満たす者
 - ア 空き家バンク制度を活用し賃貸の契約をした者、又は売買契約をした者(ただし、所有者 等の3親等以内の親族を除く。)
 - イ 本町に定住する者であって、住民基本台帳に記録されて90日以内の者又はリフォーム等の 実施後30日以内に住民基本台帳に記録される者(ただし、上天草市及び天草市からの転入者 を除く。)
 - ウ 市町村税及び使用料等を滞納していない者
 - エ 定住地の自治会に加入する者
 - オ リフォーム等について、町内施工業者と工事請負契約を締結する者
 - カ リフォーム等について、町の他の補助金、国等の公的補助金を受けない者
 - キ 空き家の売買契約又は賃貸借契約を締結した日から起算して90日以内(その日が休日に当 たるときは、その前日までの休日でない日)の者

(補助対象住宅)

- **第4条** 補助の対象となる住宅は、空き家バンクへ登録されている住宅等又は登録予定の住宅等とする。
- 2 店舗、事務所又は賃貸住宅等との併用住宅については、居住部分のみとする。 (補助対象工事等)
- 第5条 補助金の額及び補助対象経費については次の各項に掲げるとおりとする。
- 2 補助金の額
 - (1) 所有者等については補助対象工事(対象工事費10万円以上)の額の2分の1に相当する額 とし、50万円(千円未満は切捨て)を限度とし交付する。
 - (2) 利用希望者については補助対象工事(対象工事費10万円以上)の額の2分の1に相当する額とし、世帯員1人当たり20万円(千円未満は切捨て)を限度として交付する。ただし、交付額の上限を100万円とする。
- 3 補助対象工事等
 - (1) 屋根のふき替え、防水、塗装等の外装工事
 - (2) 床材、壁材及び天井材の張り替え等の内装工事

- (3) ドアの取替え、襖・障子の張り替え、窓等の建具工事
- (4) 畳の入替え、表替え等の畳工事
- (5) 浴室、台所、トイレ等の水回りの改修工事
- (6) 配線、スイッチ、コンセント設置等の電気設備工事
- (7) 対象工事に関連して行う解体工事
- (8) 新築工事
- (9) 住宅の購入費用
- (10) 家財等の撤去及び処分費用
- (11) その他町長が適当と認める工事
- 4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事等は補助対象外とする。
 - (1) 他の補助金の交付を受ける工事
 - (2) 太陽光発電パネルの設置
 - (3) 住宅に附属させる移動、取り外し可能な機器又は製品

(補助金の交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者は、リフォームの着工前に苓北町空き家活用支援事業補助金交付申請書(第1号様式。以下「交付申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。
 - (1) リフォーム工事に係る見積書の写し
 - (2) リフォームの内容がわかる図面等
 - (3) リフォーム施工前の状態が確認できる写真及び位置図
 - (4) 空き家等の所有者等が確認できる書類(登記事項証明書(写))(所有者等のみ)
 - (5) 世帯全員の住民票の写し(本籍地・続柄が記載されたもの) (利用希望者のみ)
 - (6) 市町村税の納税証明書(利用希望者のみ)
 - (7) 貸主の改修工事同意書、又は売買契約(利用希望者のみ)
 - (8) 賃貸契約書又は売買契約書の写し(利用希望者のみ)
 - (9) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は交付申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地 調査を行い、補助金交付の可否を決定し、苓北町空き家活用支援事業補助金交付決定(不交付) 通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。 (補助金の変更申請)

- 第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、工事内容を変更しようとするときは、 あらかじめ苓北町空き家活用支援事業補助金交付変更申請書(第3号様式)に次に掲げる書類を 添えて、町長に申請しなければならない。
 - (1) 変更後の見積書の写し
 - (2) 変更後の図面等
 - (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の変更交付決定)

第9条 町長は、前条に規定する変更申請があったときは、その内容を審査し、補助金の変更交付 の可否を決定し、苓北町空き家活用支援事業補助金変更交付決定通知書(第4号様式)により申 請者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

- 第10条 補助金の交付決定を受けた者は、補助の対象となる工事が完了後速やかに苓北町空き家活 用支援事業補助金実績報告書(第5号様式)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければ ならない。
 - (1) 施工前の状況と対照可能な施工後の写真
 - (2) リフォーム等に係る工事代金等支払領収書の写し
 - (3) 工事実績の分かる内訳書
 - (4) 自治会加入確認及び定住に関する誓約書(第6号様式)
 - (5) 本町へ転入後の世帯全員分の住民票の写し(利用希望者のみ)
 - (6) その他町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前条の規定により報告があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて 現地を調査し、補助金の額を確定し、苓北町空き家活用支援事業補助金交付確定通知書(第7号 様式)により申請者に通知するものとする。
- 3 この要綱に基づく補助金の交付は、当該住宅について1度限りとする。

(補助金の交付請求)

第11条 前条の規定により交付確定を受けた者は、苓北町空き家活用支援事業補助金交付請求書(第8号様式)により、町長に請求しなければならない。

(補助金の返還等)

第12条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した

補助金の全部、又は一部の返還を命ずることができる。この場合における返還額は、補助金の額から、補助金の額に入居年数(その年数に、7月以上1年未満の端数があるときはこれを1年とし、7月未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)を2で除した数を乗じて得た額を差し引いた額(1万円未満の端数は、これを切り捨てる。)とする。

- (1) 所有者等であって、空き家バンクへの登録又は利用者希望者への賃貸が2年以内の者(ただし、利用希望者へ売却した場合は、この限りでない。)
- (2) 利用希望者であって、次のいずれかに該当する者
 - ア 補助金の交付を受けた者が転入の日から2年以内に生活の本拠を他に移すこととなったと き、又は住宅を譲渡、若しくは貸し付けたとき。ただし、本町に新築した場合は除く。
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - ウ 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
 - エ その他町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。
- (3) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) その他町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。
- 2 前項の規定に該当する者で、やむを得ない特別な事由があると町長が認める場合は、当該補助 金の全部、又は一部の返還を免除することができる。
- 3 補助金の返還を命じるときは、苓北町空き家活用支援事業補助金返還命令書(第9号様式)に より通知するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月24日規程第3号)

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則 (令和3年7月14日告示第138号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年3月19日告示第53号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。